

各種検定試験合格者の単位認定に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学学則第13条の2に基づき、文部科学省認定の技能資格又はそれに準じる技能資格の審査(以下「検定試験」という。)に合格した者の単位認定について必要な事項を定める。

(検定試験の種類と認定基準)

第2条 単位認定の対象となる検定試験の種類及び認定基準は、各学部の実定によるものとし、履修要覧に記載する。
2 前項の規定にかかわらず、各学科で履修できない外国語に該当する検定試験は、単位認定の対象から除く。

(認定単位の取扱い)

第3条 認定された単位は、各学部で定める科目名として認定し、各学科の配当群において所定の単位数を卒業要件単位に算入することができる。
2 同一認定基準において2種類以上の検定試験が単位認定の対象となる場合は、本人の申請により、いずれか1種類の検定試験のみを認定する。
3 認定された単位は、各年次の履修制限単位数には含めない。
4 認定された単位の成績評価は、一律に「認定」とする。
5 単位認定の対象とする外国語検定試験について、各言語を母語とする者の申請は、原則として認めない。

(単位の認定手続)

第4条 前3条の規定により単位の認定を受けようとする者は、所定の期日までに、「単位認定申請書」及び検定試験の「合格証明書」(級数又はスコアを含む。)を教務課を経て所属学部長に提出しなければならない。

(事務の所管)

第5条 各種検定試験合格者の単位認定に関する事務は、教務課が所管する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議会の審議を経て、理事会が行う。

附則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成12年度在籍者から適用する。

・
・
(略)
・
・

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。